

質疑回答

No.	項目	質問内容	回答
1	業務仕様書 8 業務内容 (4) 施設・設備の維持管理	各クラブの光熱水費が、指定管理者負担となるクラブがある場合には年額の想定額をご教示ください。	令和8年度当初予算において、児童クラブ単独施設に係る光熱水費として2,310,000円、燃料費として129,000円を計上しています。 なお、燃料費はプロパンガス等を使用している4施設に係る経費です。
2	業務仕様書 8 業務内容 (9) 学校施設の使用について	小学校が夏季休業期間中、温暖化の影響で、外遊びができないことが想定されます。その場合、小学校の体育館を利用することは可能でしょうか。	小学校の体育館の利用については、学校施設の利用状況や学校との調整によるため、一律に利用を保証するものではありませんが、教育委員会、学校と協議の上、利用可能な場合があります。
3	業務仕様書 8 業務内容 (10) エリア責任者の配置	木津・加茂・山城に配置するエリア責任者は各児童クラブの主任と兼務は可能でしょうか。	兼務などの運営体制については事業者の提案によるものとします。なお、エリア責任者には、エリア内の各児童クラブの運営状況の把握、エリア内の各児童クラブの支援員への助言・支援やエリア内の各小学校や市と連絡調整など、仕様書に記載のと通りの役割を担っていただくこととしています。
4	業務仕様書 8 業務内容 (13) 支援員の処遇に関する取扱い	現在従事されている支援員の方々には継続雇用をさせて頂きたいと考えており、処遇をより良くしていくためにも、現在の処遇（給与、一時金、勤務時間数等）をお教え頂くことは可能でしょうか。	現在従事している職員の個別の給与情報については開示できません。 なお、現在、放課後児童クラブ指導員・指導補助員の募集時に公表している報酬額については、以下のとおりです。 【主任指導員】 月給183,168円（週勤務時間26時間15分） 【指導員・指導補助員】 週5日勤務者 （指導員）月給121,716円（週勤務時間20時間） （指導補助員）月給110,484円（週勤務時間20時間） 週5日未満勤務者 （指導員）時給1,458円、（指導補助員）時給1,317円 ※地域手当8%込み 期末・勤勉手当：年間4.65か月分 通勤手当：【公共交通機関の場合】月額上限150,000円、【自家用車等通勤の場合】月額上限66,400円※距離により支給 時間外勤務手当有り
5	業務仕様書 8 業務内容 (16) 利用にかかる実費相当額の徴収	実費徴収額は児童お一人につき、月額いくら徴収されていますでしょうか。	実費徴収額は、児童1人につき月額1,000円です。（現在は、昼食提供を実施していないため昼食代は除く）
6	業務仕様書 8 業務内容 (22) 保護者支援、学校や地域との連携	各児童クラブには保護者会並びに、学校長、地域の方々との運営委員会のようなものは組織されていますでしょうか。	相楽台児童クラブには保護者会が設置されていますが、その他の児童クラブには保護者会は設置されていません。 また、学校長や地域の方々等で構成する運営委員会は組織していません。
7	募集要項 8 申請書類	申請書類提出にあたり、「（省略）ホチキス止め、糊付けなどはせずにダブルクリップ等で挟んで提出してください。」とございますが、提出する際に書類をバラバラになるなどの防止のため、ホチキス止め、糊付けなどはせず、用紙左端に2つ穴を開けファイル等にまとめて簡易製本の上、提出することは可能でしょうか。	用紙左端に2つ穴を開け、着脱可能なファイル等に綴じて提出することは差し支えありません。

No.	項目	質問内容	回答
8	業務仕様書 8 業務内容 (4) 施設・設備の維持管理	令和7年度に施設・設備の維持管理にかかった年間経費について、児童クラブ毎に費目及び金額をご教示いただきたく存じます。	別表のとおり
9	申請書類様式集 様式5-2、5-4、5-5	様式5-2、5-4、5-5につきましては、各様式に要約した内容を記載し表紙と見なし、任意様式による補足説明資料を次頁以降に添付提出する認識でよろしいでしょうか。	様式5-2、5-4、5-5には要点を簡潔に記載し、必要に応じて任意様式による補足説明資料を添付して提出していただいて差し支えありません。
10	申請書類様式集 様式5-3	様式5-3においても、様式5-2、5-4、5-5に対する質問と同様に、様式5-3を表紙とし、次頁以降に補足説明資料（任意様式）を添付し提出してもよろしいでしょうか。	様式5-3についても同様に、様式に要点を簡潔に記載した上で、必要に応じて任意様式による補足説明資料を添付して提出していただいて差し支えありません。
11	業務仕様書 2 業務名	指定管理業務ということであるが、民営化となったあと、完全な民営化となることはあるのか	現時点において、市立放課後児童クラブを廃止し、完全な民間運営へ移行する予定はありません。
12	業務仕様書 4 指定期間	令和12年以降は、継続できるのか？また、審査が入るのか？	令和12年4月以降の指定管理者については、現時点では未定です。 指定期間満了後の施設の管理運営方法については、市において検討することとなりますが、指定管理者を指定する場合は、改めて募集及び選定手続を行います。
13	業務仕様書 6 使用料	学童児を連れて遠足などに行った場合には、臨時徴収をすることは可能でしょうか	遠足等の実施に伴い必要となる入場料、交通費その他利用者に係る実費については、保護者から実費相当額を徴収することが可能です。 なお、徴収に当たっては事前に保護者へ十分な説明と理解を得るとともに、収支を明確にしてください。
14	業務仕様書 8 業務内容 (1) 放課後児童クラブにおける育成支援	子どもたちの心身の健康状態に合わせたかわりが必要である と考えるが、現在、医療ケアが必要なお子さんの通級はあるのか	現時点において、医療ケアが必要な児童の利用はありません。
15	業務仕様書 8 業務内容 (1) 放課後児童クラブにおける育成支援	子どもたちが主体的に活動をする中で、より豊かな活動ができる ようにと、習い事システムを導入することは可能であるか	習い事システムの導入については、児童クラブの目的や運営に支障がない範囲で提案いただくことは可能です。 なお、具体的な実施内容については、市との協議が必要となります。
16	業務仕様書 8 業務内容 (2) 放課後児童クラブの運営	各学校の人数がこれからは減るものと予測できる。このような 状況のなかで、各学校に併設される学童保育の最低人数は決め られているのか	利用児童数の最低基準は設けていません。
17	業務仕様書 8 業務内容 (9) 学校施設の使用 について	学校の施設の一部を放課後児童クラブの部屋として使用する が、部屋以外の学校内の場所（グラウンドや図書室等）を使用 することはできますか	グラウンドについては、現在も学校と協議の上で使用しています。 その他の学校施設についても、学校教育活動に支障のない範囲において、学校との調整により使用することが可能な場合があります。
18	業務仕様書 8 業務内容 (10) エリア責任者の配置 (11) 統括責任者の配置	仕様書に定めるエリア責任者及び統括責任者について、次の点 をご教示ください。 1. エリア責任者は、児童クラブの施設責任者又は放課後児童 支援員との兼務が可能でしょうか。 2. 統括責任者は、エリア責任者、施設責任者又は法人本部職 員との兼務が可能でしょうか。 3. それぞれについて、専任又は常勤であること、必要な資 格、勤務時間、勤務場所等の配置要件がある場合は、具体的な 基準をご教示ください。	1. エリア責任者については、仕様書に定める業務を適切に遂行できる体制が確保されており、 運営に支障をきたさない場合は、放課後児童支援員との兼務を可能とします。 2. 統括責任者については、指定管理料には含まれない指定管理者側での配置を想定しており、 エリア責任者を除き、法人本部職員との兼務は可能です。 3. エリア責任者及び統括責任者について、専任又は常勤であること、必要な資格、勤務時間、 勤務場所等の要件は定めていません。仕様書に定める業務を適切に遂行できる体制を確保した上 で提案してください。
19	業務仕様書 8 業務内容 (13) 支援員 の処遇に関する取扱い	円滑な移行を目指したいので、現在の市の給与表を開示してい ただけると、参考にして提示する給与に反映することができる ので、開示していただくことは可能でしょうか	No.4のとおり

No.	項目	質問内容	回答
20	業務仕様書 8 業務内容 (14) 昼食提供の実施	現在、木津川市で取引をしておられる給食業者の名前を教えてください いただくことはできますか	現在、市立児童クラブでは長期休業期間中の昼食提供は実施していません。令和9年度からの指定管理者制度移行に合わせて昼食提供の実施を行いますので、昼食提供の実施に当たっては、提供方法や実施内容について、市と協議の上、指定管理者において適切な事業者を選定してください。
21	募集要項 8 申請書類	プレゼンテーション及び副本の匿名化について 指定管理者選定委員会におけるプレゼンテーションについて、次の点をご教示ください。 1. プレゼンテーションの説明時間及び質疑応答時間 2. 出席可能人数 3. パソコン、プロジェクター等の使用可能な機器 4. 投影資料及び配布資料の提出期限、形式並びに必要な部数 また、申請書類の副本14部について、法人名、代表者名、所在地及びロゴ以外に、法人が運営する施設名、法人独自の制度名、所在地、実績及び記載内容から法人を推測できる情報についても、黒塗り又は空欄とする必要があるか、匿名化の具体的な範囲をご教示ください。	1～3について 現時点では、プレゼンテーション15分程度、質疑応答20分程度を予定しています。また、出席者は5名以内を予定しています。 プレゼンテーションにおいては、プロジェクター（HDMIケーブル含む）及びスクリーンは市で準備する予定です。パソコンについては応募者において準備してください。 なお、応募者数等により、実施方法及び時間配分を変更する場合があります。 4について 投影資料及び配布資料の提出期限、形式並びに必要な部数は、募集要項P2～4を参照願います。 副本については、法人名、代表者名、所在地及びロゴのほか、法人が運営する施設名、所在地、法人独自の制度名その他応募者が特定されるおそれのある記載についても、匿名化してください。
22	-	令和9年度以降の児童数及び支援単位数の見込みについて 仕様書別表に記載されている児童数及び支援単位数について、令和9年度から令和11年度までの各年度における、施設別の入会児童数、待機児童数及び支援単位数の見込みをご教示ください。 また、指定管理期間中に児童数の増加等により支援単位数を増設する必要がある場合、追加で必要となる職員人件費及び運営経費について、指定管理料の変更又は追加措置を行う予定があるか、併せてご教示ください。	令和9年度から令和11年度までの施設ごとの入会児童数、待機児童数及び支援単位数の見込みはありません。 なお、本市の児童数は減少傾向にある一方で、放課後児童クラブについては共働き世帯の増加等により利用ニーズは高い状況にあり、今後は横ばいから微減で推移するものと考えています。 また、指定管理期間中に児童数の増加等により支援単位数の増設が必要となった場合の対応については、その時点の状況を踏まえ、市と指定管理者が協議の上、必要に応じて指定管理料の変更を含めた対応を検討します。
23	募集要項 7 申請資格	「地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者」について、他自治体における指名停止措置は、当該欠格事項に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	他自治体における指名停止措置は、地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事由には含まれません。
24	募集要項 8 申請書類	正本・副本とも、ダブルクリップ等で挟んで提出とあるが、インデックス、フラットファイルなどの使用は不要との認識でいいのかご教示下さい。	ご認識のとおり、インデックス及びフラットファイルの使用は必須ではありません。 なお、着脱可能なファイル等に綴じて提出することは差し支えありません。
25	募集要項 8 申請書類	プレゼンテーション用資料を他の書類と同時に提出する必要がある場合、プレゼンテーションの実施時間によって資料の構成や内容が変わるため、当日の時間配分をご教示ください。	現時点では、プレゼンテーション15分程度、質疑応答20分程度を予定しています。 なお、応募者数等により、実施方法及び時間配分を変更する場合があります。
26	募集要項 8 申請書類	プレゼン当日はスクリーンへの投影が可能か、可能であれば動画の活用や音声を出すことが可能かついても、併せてご教示ください。	スクリーンへの投影は可能です。プロジェクター及びスクリーンは市で準備する予定ですので、必要な場合は応募者においてパソコンを持参してください。 また、動画及び音声の使用についても可能とします。

No.	項目	質問内容	回答
27	募集要項 9 経費に関する事項	使用料収入は受託者の収入となる旨の記載がありますが、1人目の児童と2人目以降の児童では使用料が異なるものと認識しております。この場合、使用料の差額分については補填されるという認識でよろしいでしょうか。	指定管理料予定価格の算定に当たっては、減免の影響額を見込んでいますので、減免額について別途補填は行いません。
28	募集要項 9 経費に関する事項	月額3,000円の使用料対象となる児童数をご教示ください。	令和8年6月時点で、243人です。
29	募集要項 9 経費に関する事項	第二種福祉事業に該当するため、指定管理料は非課税との認識でよろしいでしょうか。	放課後児童健全育成事業は、消費税法第6条別表第2第7号に規定する社会福祉事業に該当するため、指定管理料予定価格については消費税及び地方消費税を含まない金額としています。 なお、消費税及び地方消費税の取扱いについては、応募者において関係法令等をご確認ください。
30	募集要項 9 経費に関する事項	加配を必要としている児童数及び配置職員数を施設ごとにご教示下さい。	令和8年5月1日現在、加配を必要としている児童数 木津：12人、相楽：6人、高の原：6人、木津川台：17人、相楽台：9人、梅美台：22人、州見台：13人、城山台1号館：8人、城山台2号館：10人、城山台3号館：12人、南加茂台：7人、加茂：8人、恭仁：1人、上狛：2人、棚倉：3人 なお、加配児童への対応は、各児童クラブに配置している職員により行っており、加配専用の職員は配置していません。
31	募集要項 (参考資料)	施設数13、支援単位数31に対して主任の人数が43名と多い理由と業務内容の違い、指示命令系統についてご教示下さい。	現在の運営における主任は、支援員への指導・助言、保護者対応、市役所及び学校との連絡調整、勤務調整その他運営管理業務を担っています。 主任の配置人数については、施設規模や運営体制に応じて配置しているものであり、支援単位数と一致するものではありません。
32	募集要項 (参考資料)	令和7年度、8年度におけるの人事異動は主任、指導員、補助員と職務や任用日に関わらず行われているのか、何名程度の異動が行われているのかご教示下さい。	放課後児童クラブ職員については、職種や任用日によらず、各施設の運営状況等を踏まえ、必要に応じて人事異動を行っています。
33	募集要項 (参考資料)	各児童クラブの土曜日に開所している教室の数とそれぞれの職員配置に関しご教示ください。	土曜日に開所する教室数及び職員配置については、土曜利用を希望する児童数に応じて運営しています。なお、利用申込みがない場合は開所しないことがあります。
34	業務仕様書 7 使用料の減免	減免・免除分の補填及び、保育料徴収の流れについてご教示ください。	放課後児童クラブ使用料は、指定管理者が利用者から徴収し、その収入とするものとします。 なお、減免・免除の額について、市から別途補填は行いません。 使用料の徴収方法等の詳細については、市と協議の上、定めるものとします。
35	業務仕様書 8 業務内容 (3) 施設の入退会等に関する業務	入退会に関する業務について、受託事業者が担う開始時期は、令和9年度入所受付業務からでしょうか。それとも、指定管理開始後からでしょうか。 また、令和9年度入所受付業務を受託事業者が実施する場合、事務所の設置、事務員の採用・配置等が積算に影響するため、入所受付開始時期、議会承認時期、基本協定の締結予定時期を含めた想定スケジュールをご教示ください。	令和9年度入会受付業務については、市において実施する予定です。 指定管理者による入退会に関する業務は、令和9年4月1日の指定管理開始後から実施することを想定しています。 なお、現時点における想定スケジュールは次のとおりです。 ・令和8年7月 指定候補者選定 ・令和8年9月 市議会による指定議案審議 ・令和8年10月以降 基本協定締結及び引継ぎ開始 ・令和9年4月 指定管理業務開始 詳細なスケジュールについては、今後変更となる場合があります。
36	業務仕様書 8 業務内容 (4) 施設・設備の維持管理	施設管理費に機械警備費用（セコム等）、消防保守点検費用、ゴミ処理費用、清掃費用、水光熱費用、燃料費用、（その他あれば）費用を施設ごとに過去3年分ご教示下さい。	No.8のとおり

No.	項目	質問内容	回答
37	業務仕様書 8 業務内容 （５）消防にかかる法令業務	各クラブの図面をご教示下さい。	各児童クラブの図面については、防犯及び施設管理上の観点から提供していません。
38	業務仕様書 8 業務内容 （５）消防にかかる法令業務	現在の防火管理者の配置状況をご教示下さい。	現在の防火管理者については、施設所管部署の所属長を選任しています。 なお、指定管理者制度導入後の防火管理者については、関係法令に基づき適切に選任してください。
39	業務仕様書 8 業務内容 （７）施設設備、備品の修繕	過去3年間の修繕内容、金額をご教示下さい。	No. 8 のとおり
40	業務仕様書 8 業務内容 （８）入退所管理システムの取扱い	「安心でんしょばと」を継続して使用するにあたり、契約は引き続き市のままで、支払いは受託事業者が行うことになるのかご教示ください。 受託事業者が新規で契約する場合、初期経費の発生や、新たにICカードリーダーの使用費、保護者への再登録依頼等が発生するため、現在の費用についてもご教示ください。	現在使用している「安心でんしょばと」は、LAN（Wi-Fiを含む）の敷設、端末機器、入退所管理用ICカード、「安心でんしょばと」のライセンス及びWebフィルタライセンスを含め、一体的に導入しています。 そのため、「安心でんしょばと」のライセンスのみの費用をお示しすることはできません。 なお、契約の引継ぎ方法については、指定管理者決定後に協議の上、決定する予定です。また、「安心でんしょばと」の利用に係る費用については、指定管理者の負担を想定しています。
41	業務仕様書 8 業務内容 （８）入退所管理システムの取扱い	入退所時に児童がカードをタッチする仕様で現在運営していると認識していますが、ICカードリーダーの継続使用が可能かICカードの運用及び費用負担についてご教示ください。	現在、児童の入退所管理においてICカードリーダー及びICカードを使用しています。 指定管理者制度導入後も、引き続き使用することを想定していますが、契約の引継ぎ方法及び運用方法については、指定管理者決定後に協議の上、決定する予定です。 なお、ICカードリーダー及びICカードを含む「安心でんしょばと」の利用に係る費用については、指定管理者の負担を想定しています。
42	業務仕様書 8 業務内容 （10）エリア責任者の配置	地域（木津・加茂・山城）にエリア責任者を配置するとあるが、配置人数は地域ごとに学校数が異なることから配置すべき人数、担当する地域などは自由提案との認識でよろしいでしょうか。	エリア責任者については、仕様書に記載のとおり、木津・加茂・山城の各地域に配置してください。 なお、仕様書に定める業務を適切に遂行できる体制を確保した上で、具体的な配置人数、担当施設及び運営体制については事業者の提案によるものとします。
43	業務仕様書 8 業務内容 （12）受入れ体制の確保	現在の、待機児童の発生があればご教示下さい。	待機児童は発生していません。
44	業務仕様書 8 業務内容 （13）支援員の処遇に関する取扱い	現状の職員の給与（月給、時給）及び期末勤勉手当についてご教示ください。	No.4のとおり
45	業務仕様書 8 業務内容 （15）おやつ提供の実施	現在アレルギー対応をしている児童数及び現在どのように対応しているのかご教示ください。	令和８年５月１日現在、健康等調査票により把握しているアレルギー対応を要する児童は５人です。 現在は、健康等調査票等によりアレルギーの内容を把握し、職員間で情報共有を行うとともに、おやつの提供に当たっては、必要に応じて個別対応を行っています。
46	業務仕様書 8 業務内容 （16）利用にかかる実費相当額の徴収	土曜日保育のおやつ代においての対応についてご教示下さい。	土曜日については、おやつの提供は行っておらず、各家庭から持参していただいています。
47	業務仕様書 13 備品等	見学させて頂いた施設で人数に応じた備品配置（冷蔵庫・テレビモニター等）が不明であったため、備品購入費として積算するにあたり、施設ごとの備品台帳をご教示ください。	冷蔵庫、テレビ、プリンター等、現在の運営に必要な備品については各児童クラブに設置しており、指定管理開始時において市が所有する備品は、原則として指定管理者に貸与する予定です。

No.	項目	質問内容	回答
48	業務仕様書 13 備品等	施設に配備されているプリンタは引き続き使用可能でしょうか。	現在施設に配備しているプリンタについては、指定管理開始後も引き続き使用できる予定です。
49	業務仕様書 17 保険及び損害賠償の取り扱い	スポーツ保険は、要項P.5 9（2）②において実費相当とあり、保護者負担との認識ですが、この項では「予算の範囲内において必要な傷害保険への加入」と記載がありますが、違いについてご教示ください。傷害保険の加入に関わる手続き業務、損害賠償保険加入においての理解は問題ございません。	募集要項に記載する実費相当額としてのスポーツ保険については、児童個人を被保険者として加入するスポーツ安全保険であり、保護者負担を想定しています。 一方、仕様書に記載する保険及び損害賠償の取扱いについては、指定管理者が必要に応じて補償内容を確保するために加入するものであり、その費用は指定管理者の負担とします。
50	申請様式集 様式 2	団体体制図（例）で示すのは、会社としての体制なのか、貴市での体制なのかご教示ください。	団体体制図については、本業務に係る実施体制が分かる内容を記載してください。